

入札心得書

みやま市

総務部契約検査課

1. (趣旨)

この心得は、みやま市（以下「市」という。）所掌の契約に係る競争入札を行う場合における取扱いについては、みやま市財務規則（平成19年規則第47号。以下「財務規則」という。）、地方自治法、地方自治法施行令その他法令に定めるもののほか、このみやま市入札心得書（以下「心得書」という。）の定めるところによるものとします。

競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、この内容を十分熟知のうえ入札に参加してください。

2. (指名等の取消し)

入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、その者に対して行った指名、若しくは入札参加資格確認を取消し、又は入札に参加させないことがあります。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も、同様とします。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質や数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連携した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- (6) その他みやま市指名停止等措置要綱（平成19年告示第14号）第3条の指名停止措置要件に該当したとき。
- (7) 市長が指示した事項を、正当な理由もなく履行しなかった者。

3. (入札保証金)

入札参加者は、その見積金額（単価による入札にあつては契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金等を当該入札を執行する前までに納付又は提供しなければなりません。

詳しくは財務規則第101条の規定によります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しません。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を

締結したとき。

- (2) 指名競争入札通知書等（以下「指名通知書」という。）において入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
- (3) その他減免については財務規則第102条によります。

4. （入札内容の質疑）

- (1) 原則として現場や入札・契約の説明会は行いません。入札参加者は、図面、特記及び共通仕様書及び説明書等（以下「設計図書等」という。）その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。
- (2) 現場や設計図書等について質疑がある場合は、ファックスとし、指定された期日までに担当課へ提出してください。回答は当該質問をした入札参加者のみに、入札日の2日前の日までにファックス等により回答し、当該入札の実施に係る基本的な事項に関するものは、当該入札参加者全員（入札を辞退した者を除く。）に回答します。
- (3) その他指名通知書に記載されていた質疑方法等がある場合は、それらの方法によります。

注) 参考数量内訳書、金抜き設計書の取り扱い

建築・設備工事では、数量内訳書は参考として渡します。設計図書等に含まれませんので、設計図書等と参考数量内訳書の相違は設計変更の対象にはなりません。

また、それ以外の建設工事では、金抜き設計書と図面の確認を行い相違があった場合は、発注担当部署と所定の手順を踏まなければ設計変更の対象にならないことがありますので注意してください。

入札参加者や受注者は、入札前の見積時や施工前に入念に精査を行い、疑義があれば質問書（質疑書）等により早期の解消に努めて下さい。

5. （公正な入札の確保）

入札参加者は、公正な競争入札の確保のため以下の事項を厳守しなければなりません。

- (1) 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- (2) 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無を問い合わせるはなりません。

6. (工事費内訳書の提出)

入札参加者は建設工事の入札の場合、次に掲げる方法により工事費内訳書を提出しなければなりません。

- (1) 工事内訳書の様式は任意としますが、金抜き設計書や参考数量内訳書を使用し作成されてもかまいません。ただし、表紙は入札参加者の記名、工事件名及び入札書に記載される金額に対応した工事価格を明記してください。また、内訳や明細の記載事項については指定されている項目・数量ごとの単価及び金額を明記してください。
- (2) 値引き等による調整は行わないでください。

7. (入札)

- (1) 入札参加者は、設計図書等及び入札に関する条件等について十分理解した上で入札に参加してください。この場合において疑義がある時は、4. 入札内容による質疑に定める方法で説明を求めることができます。
- (2) 入札参加者は、入札書(別紙様式)又は指定された入札書(以下「入札書」という。)に必要な事項を記載し、記名・押印(入札参加資格審査申請に届け出た印に限る。)のうえ、あらかじめ指名通知書に示した日時及び場所において、担当職員の指示により提出しなければなりません。
- (3) 前項の入札は、代理人をたて行わせることができます。この場合においては、入札前に必要な事項を明記した委任状を提出するとともに、入札書に代表者の住所、組織名、代表者氏名及び代理人の氏名を明記し、代理人の印鑑を押印して入札書を提出してください。
- (4) 入札書の提出の際は、到着期限までに到着するよう指定された方法により郵送してください。
- (5) 入札は、総価により行わなければなりません。ただし、指名競争入札通知書等において単価によるべきことを指示した場合には、その指示するところによります。
- (6) 入札参加者は消費税課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(以下「入札書記載金額」という。)を入札書に記載してください。

なお、落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。ただし、単価契約入札においては、指名競争入札通知書等により指示するところによります。

8. (入札の辞退および不参加)

入札執行までは、いつでも入札を辞退することができます。入札辞退した者は、これを理由として、以後不利益な取扱いを受けるものではありません。

入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとします。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約検査課に持参または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- (2) 入札日時までに参加がない場合は不参加とします。早急に不参加理由書の提出をお願いします。提出がない場合は2.(7)に該当し、以降の入札において指名しないことがあります。

9. (入札の中止等)

次のいずれかに該当するときは、入札を延期、停止又は中止することがあります。

- (1) 指名競争入札の場合は、開札前において辞退等により入札者が1者のとき、また、一般競争入札の場合、入札参加者がいないとき
- (2) 不正入札又はその疑いがあり、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- (3) 天災その他やむ理由により公正な入札が行われないと認められるとき

10. (入札書の書換え、撤回等の禁止)

入札参加者は、入札書を郵送した後は、いかなる場合であっても、その入札書の引換え、撤回又は辞退の申し立てをすることができません。

11. (入札の無効)

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 指定様式ではない入札書
- (6) 到着期限を過ぎてから到着した入札書
- (7) 指定された郵便方法以外で郵送された入札書
- (8) 同一入札件名に対し2通以上の封筒を郵送した入札書
- (9) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札書

- (10) 委任状の提出がない代理人のした入札書
- (11) 記名及び押印のない入札書
- (12) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書
- (13) 鉛筆書きによる入札書
- (14) 工事内訳書の提出が必要な入札で、これを提出しなかったとき。または、提出された工事内訳書の記載金額（工事価格）が入札書と一致しないとき
- (15) 封筒に記載された件名と入札書又は工事内訳書等の件名が異なるとき
- (16) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付又は入札保証金の納付に代わる担保を提供しない者のした入札書。ただし、納付を免除された場合を除く
- (17) その他指定された条件、事項に違反しているとき

12. (入札回数)

入札の回数は、予定価格や最低制限価格を事前公表した入札については1回とし、予定価格等を公表しない入札については初度の入札、再度の入札を合わせて2回を限度で行います。

13. (開札及び落札者の決定)

- (1) 開札は当該入札場所において、入札立会人のもとに行います。
- (2) 予定価格や最低制限価格を事前公表している入札において、支出の原因となる契約にあつての落札者は、その範囲内の最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。なお、最低制限価格を設けない場合は、予定価格（非公表）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (3) 収入の原因となる契約にあつての落札者は、予定価格（非公表）より最高の価格を入札した者を落札者とします。
- (4) 建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年告示第127号）により実施する入札においては、要綱に定める落札者決定基準に基づき落札者を決定します。
- (5) 工事等の契約を締結しようとする場合において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内での価格をもって入札をしたほかの者のう

ち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

14. (再度入札)

- (1) 開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
- (2) 再度入札に参加することができる者は、1回目に参加した者とし、ただし、無効の入札をした者を除きます。
- (3) 再度入札の結果においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最高又は最低の価格を提示した入札参加者と随意契約を締結するか、又は日時を改めて入札を行います。なおこの場合、指名替えにより入札を行うこともあります。

15. (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

落札者となるべき同価格帯の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定します。なお、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

16. (入札結果の通知)

開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札参加者に直ちに口頭で知らせます。

17. (入札保証金等の返還)

入札執行前までに納付又は提供された入札保証金等は、当該入札終了後、以下の方法によりこれを還付又は充当します。ただし、落札者に対しては、契約を締結したときに還付する。

- (1) 入札保証金の還付を受ける場合においては、保証金還付請求書及び入札保証金等に係る保管証書を提出し、これと引き換えに還付するものとします。
- (2) 落札者から申し出があったときは、当該入札保証金を契約保証金の全部又は一部に充当することができます。

18. (入札保証金に対する利息)

入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

19. (契約保証金)

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

なお、契約保証金の詳細につきましては、財務規則第124条。減免の該当事項につきましては同第125条を参照してください。

20. (契約の締結)

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内(土・日曜日、祝祭日を除く。また、7日目が祝祭日の場合はその翌日)に、契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)2部を袋とじ製本し記名・押印のうえ、1部には契約金額(税抜金額)に応じた収入印紙を貼付のうえ、割り印を押印し提出してください。

また、契約保証が必要な場合は契約保証を付して提出しなければなりません。

21. (議会の議決を経なければならない契約)

工事又は製造の請負及び財産の取得又は処分で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成19年条例第53号)の規定により議会の議決に付すべきものについては、あらかじめ仮契約を締結し、議会の決議を経たうえ本契約を締結します。

22. (談合等の不正行為に対する違約金について)

契約に関して、次のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約の相手方に対して、不正行為を行ったことにより市に生じた損害の賠償として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めます。

- (1) 刑法(明治44年法律第45号)96条の3(競争入札妨害、談合行為)の罪を犯したこと。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(私的独占又は不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行ったこと、又は同法第8条の3の規定による課徴金の納付命令を受けるような行為を行ったこと。
- (3) その他、工事標準請負契約約款第64条及び委託契約約款第59条の(談合等不正行為があった場合の違約金等)に該当する行為を行ったこと。

23. (異議の申立)

- (1) 入札参加者は、2. 指名等の取消し、9. 入札の中止等、11. 入札の

無効等の決定に関して異議を申し立てることはできません。

- (2) 入札後、この心得書、設計図書等、契約書案及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできません。

24. (公共工事等からの暴力団排除について)

建設業からの暴力団等の排除の徹底については、公共事業の施工者として当然の責務であり、公共工事への暴力団等の不当な介入は、工事等の適正な施工を阻み、発注者とりわけ市民に対する信頼を裏切る行為であります。暴力団関係事業者と判断された場合は、契約の解除及び違約金の徴収、指名停止の措置を行うこととなります。(暴力団関係事業者を下請負人としていた場合も、元請及び下請とも同様の措置を行うこととなりますので、下請業者に対する周知徹底を図ってください。)

25. (その他)

入札書や各種の届け出様式については特段の指定がない場合は、みやま市ホームページの「申請書ダウンロード>契約検査課関係」からダウンロードしてください。

不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

みやま市役所 総務部 契約検査課

MAIL: keiyakukensa@city.miyama.lg.jp

TEL: 0944-64-1506 (直通)

FAX: 0944-64-1507

(FAX送信後は、発信の連絡をお願いします。)